

2009年8月28日

戦うオヤジの応援団SP運営基準（事務局見解）

戦うオヤジの応援団事務局 山下浩司

1. 「SP」とは、全国各地の戦うオヤジの応援団のメンバー（以下「メンバー」という）が各地域で一緒に演奏活動を行うことで、メンバー相互のコミュニケーションを図るための「場（ば）」のことを言い、Spaceを簡略化した呼称です。この「SP」には、古代ギリシアの都市国家ポリスにおいて不可欠なものであった広場（アゴラ）のように、価値観の異なる個人同士であっても、音楽を通じて互いの立場を尊重しながら自由に交流できる場でありたいという願いを込めています。
2. 戦うオヤジの応援団は、自立した個人が自由意志で参加する全国組織であり、メンバーはSPに所属するものではなく、全国どこのSPであっても自由に参加することができます。
3. SPの設立には、戦うオヤジの応援団事務局（以下「事務局」という）の許可を得なければならず、許可なしにSPという名称を使用することはできません。
4. SP設立の申請があった場合、事務局はその地域にある既存SPのイベントへのメンバー参加状況など見て総合的に判断することとし、既存SPの円滑な運営に弊害が生じる恐れがある場合、あるいは、戦うオヤジの応援団の活動方針と矛盾すると判断した場合、SPの設立を許可しないことがあります。
5. SPでは、公共施設、居酒屋、ライブハウスなど、その地域のメンバーが集まって演奏が可能な交流拠点を設定し、定期的にメンバーを参加対象としたイベントを実施します。なお、イベントを実施する交流拠点は一箇所に固定または限定する必要はありません。
6. メンバー向けのイベントは、戦うオヤジの応援団のホームページ、及びSPの掲示板を通じて、公開で参加者募集を行うことを基本とします。
7. SPの定期的なイベントは、特定の音楽ジャンルや嗜好に限定することなく、広くメンバーの参加できる内容で実施することとします。ただし、定期的なイベントに加えて、分科会として、特定の音楽ジャンルや嗜好の演奏を目的とし、限定的な参加者を対象としたイベントを実施することもできます。
8. SPの運営は、各SPの「世話役」をリーダーとして、参加メンバー全員で行います。なお、世話役の人数については、SPの状況と必要性に応じて柔軟に対応することとします。
9. SPの自主性を確保するため、居酒屋やライブハウスのようにSPの開催によって利益が発生する場所を交流拠点とする場合、その場所の経営者を世話役とすることはできません。ただし、参加者に世話役になる者がいない場合は、事務局の許可を得た上で、経営者が世話役になることもできます。

10. 世話役は、設立準備期間は発起人として活動し、最初のSP主催のイベントで参加したメンバーの賛同を経て世話役となります。なお、世話役の任期は特定しません。
11. SPの円滑な運営を維持するため、SPのイベントに参加するメンバーは、世話役の意見や判断を尊重しなければなりません。また、世話役が、特定のメンバーが参加することによりSPの円滑な運営が妨げられる恐れがあると判断した場合、世話役は、そのメンバーに対して参加姿勢の改善を要求することができ、それでも改善されない場合、そのSPへの参加を拒否することができます。
12. 各SPの活性化に伴い、戦うオヤジの応援団メンバー相互の交流を目的としたイベントだけでなく、NPOとして地元公共団体等と共同で、地域の活性化を目的とした活動を行うことが想定されますが、その場合、SPがNPOを代表する窓口となりますので、責任ある運営に必要な組織整備については別途検討することとします。

以上